

指導行政のポイント

「奉仕活動」の法制化

菱村 幸彦

新しく小泉内閣が誕生した。小泉内閣に対しては、国民の熱い期待がある。なかでも、新しい文部科学相は文部行政のベテランであるうえに、民間から選ばれた女性大臣ということで、教育関係者のみならず、一般国民の寄せる期待は大きい。

小泉首相は、新内閣発足にあたり「小泉内閣は改革断行内閣である」旨を表明している。となると、教育改革もこれまで以上に重要な課題となると考えていだろう。

努力規定にとどめた

教育改革の推進にあたって、当面、最も重要なのは、国会に提出されている教育改革関連法案の成立である。本資料《No.15》で、教育改革関連法案の1つである「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正法案」を取り上げた。今回は、もう1つの重要法案である「学校教育法の一部を改正する法律案」について紹介しよう。

学校教育法の改正法案のポイントは、小・中・高校における奉仕活動の充実、出席停止の要件等の明確化、大学・大学院への「飛び入学」の導入、「寮母」の名称変更（「寄宿舎指導員」へ）である。ここでは紙幅の都合で、の奉仕活動の充実についてのみ取り上げる。

一部改正法案は、奉仕活動の充実について、「小学校においては……教育活動を行うに当っては、児童の社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする」（第18条の2）と規定している。これはもちろん、中学校および高校にも準用される。

いうまでもなく、この改正法案は、教育改革国民会議報告の「奉仕活動を全員が行うようにする」という提言を受けて法案化したものだ。

教育改革国民会議では、当初、奉仕活動の義務化

という意見もあったが、義務化には反対も多く、最終的には「義務化」という言葉は避けている。法案ではそうした経緯にも配慮してか、「社会奉仕体験活動……の充実に努めるものとする」という努力規定にとどめている。

二重の緩和的表現？

「ものとする」といえば、かつて平成元年の学習指導要領の改訂で、国旗掲揚・国歌斉唱について「ものとする」と規定して話題となったことを思い出す人も少なくないと思う。

「ものとする」という用語は、「ねばならない」とほぼ同義であるが、「ねばならない」というにはやや強過ぎるようなときに、すこし表現を和らげるために用いる法令用語である。ここでは「努める」と「ものとする」という二重の緩和的表現(?)となっていることに注目したい。

法案が成立すれば、各学校は社会奉仕体験活動等の充実に努めることになる。そのためには、各地域において学校と関係機関が連携協力し、活動の場や指導者の確保を行うシステムづくりが必要となろう。で、法案は社会教育関係団体等との連携への配慮についても定めている。また、社会教育法の一部改正法案では、学校教育との連携に努めることを定めている。今後、中教審も奉仕活動の推進策を審議する予定だ。

(ひしむら・ゆきひこ = 国立教育政策研究所名誉所員)

5月特大号 月刊**教職研修**好評発売中
特別付録「ミレニアムCD」添付

「21世紀への提言」「教育行政資料(中教審答申等)」「全国特色ある学校一覧」「教育関連URL一覧」「教育100年史」「教職研修誌創刊号からの目次一覧」など学校経営に役立つ資料を多数収録。

研修会のご案内 7月29日(日)、30日(月)、31日(火)の3日間開催(於・お茶の水総評会館大講堂)
【講師】菱村幸彦/寺脇研/高倉翔/小島弘道/梶田勲一/坂本昇一/山極隆/青柳健一/土屋辰夫/若井彌一

2001年度 **夏季教育管理職研修会** ●先着順受付、定員次第締切!

研修誌・圖書の直接注文、研修会のお申し込みは、無料FAX 0120-462-488をご利用ください(24時間受付・即日発送)